

令和8年10月1日から

# 建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和8年10月1日から施行されることに伴い  
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

## 退職金の予定運用利回りの引き上げに伴い、退職金額が変わります。

1. 中小企業退職金共済法に基づき5年ごとに退職金額等の見直しを行うこととされており、見直しの結果、退職金の予定運用利回りが1.3%から**1.5%**に引き上げられます。
2. 令和3年10月1日以降の掛金納付があり、かつ退職金請求事由が令和8年10月1日以降の場合は、令和3年10月1日以降の掛金納付分についても1.5%の予定運用利回りが適用されます。
3. 令和8年10月1日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおり1.3%のままとなります。
4. 掛金日額は変わりませんので、現在の共済証紙(320円)を継続してご使用になれます。
5. 退職金ポイントも変わりません。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和8年10月1日以降に加入した場合)

| 掛金納付年数(月数) | 退職金額       | 掛金納付年数(月数) | 退職金額       |
|------------|------------|------------|------------|
| 1年(12月)    | 24,192円    | 25年(300月)  | 2,543,856円 |
| 2年(24月)    | 161,280円   | 30年(360月)  | 3,148,656円 |
| 5年(60月)    | 415,296円   | 35年(420月)  | 3,783,024円 |
| 10年(120月)  | 903,168円   | 40年(480月)  | 4,449,648円 |
| 20年(240月)  | 1,978,032円 | 45年(540月)  | 5,164,656円 |

(注)1. この表は、日額320円から掛金納付を始めた人の場合で、証紙・ポイント252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

2. 改定後の退職金額は、請求事由発生年月日が令和8年10月1日以降となる方が対象となります。
3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
4. 遺族請求の場合、掛金納付月数が12月以上24月未満における退職金額は、掛金相当額となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>